(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、付表1欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してベトナム社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら付表1欄に掲げる事業計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表1欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

(a) 付表1欄に掲げる事業計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 付表1欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月十四日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　谷﨑泰明

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ヴォー・ホン・フック閣下

付表

	1	2	3	4	5
事業計画名		供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1	南北高速道路建設計画（ホーチミン―ザーゾーイ間）（第二期）	二百五十億三千四百万円	一・二	十年の据置期間の後二十年	五年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
2	南北高速道路建設計画（ダナン―クアンガイ間）（第一期）	百五十九億千二百万円	一・二	十年の据置期間の後二十年	五年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
総額		四百九億四千六百万円			

（ベトナム側書簡）
（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月十四日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ヴォー・ホン・フック

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　谷﨑泰明閣下

○厚生労働省告示第二百四号

添加物に係る標準品を製造する者の登録に関する規程（平成十六年厚生労働省告示第二百十九号）第三条第二項の規定により、同規程第二条第三項第二号に規定する登録製造機関である財団法人日本公定書協会について、平成二十三年四月一日をもってその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同規程第三条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の名称	変更後の名称
財団法人日本公定書協会	一般財団法人日本公定書協会

○厚生労働省告示第二百五号

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である徳島県製薬指導所について、平成二十三年五月一日をもってその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第三条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の名称	変更後の名称
徳島県製薬指導所	徳島県立保健製薬環境センター